

取替法による取替資産の償却額の計算に関する
明細書

事業年度
事業年

法人名

別表十六(五)

令六・四・一以後終了事業年度分

資 産 区 分	種 類		1					
	第 10 条 各 号 の 該 当 号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	細 目		3					
	取 得 年 月 日		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月		5					
	耐 用 年 数		6	年	年	年	年	年
取得 価額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額		7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	(7)のうち積立金方式による庄簿記載の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額		8					
	差 引 取 得 価 額		9					
帳 簿	(7)－(8)							
	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額		10					
	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額		11					
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額		12					
	差 引 帳 簿 記 載 金 額		13	外△	外△	外△	外△	外△
	(10)－(11)－(12)							
価 額	損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額		14					
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額		15	外	外	外	外	外
	合 計		16					
	(13)＋(14)＋(15)							
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額		17					
	旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額		18					
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額	19					
		(9)－(9)× $\frac{10}{100}$						
		旧 定 額 法 の 償 却 率	20					
		旧定率法による償却額計算の基礎となる金額	21	円	円	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分	(18)						
		旧 定 率 法 の 償 却 率	22					
		算 出 償 却 額	23	円	円	円	円	円
		((19)×(20))又は((21)×(22))						
当 期 分 の 償 却 限 度 額	定額法	定額法による償却額計算の基礎となる金額	24					
		(9)						
		定 額 法 の 償 却 率	25					
		定率法による償却額計算の基礎となる金額	26	円	円	円	円	円
	定率法	(18)						
		定 率 法 の 償 却 率	27					
		算 出 償 却 額	28	円	円	円	円	円
		((24)×(25))又は((26)×(27))						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額		29						
(23)又は(28)								
当 期 分 の 償 却 限 度 額	特 別 償 却 限 度 額		30	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額		31					
	合 計		32					
	(29)＋(30)＋(31)							
	差 引 取 得 価 額 × 50 %		33					
	(9)× $\frac{50}{100}$							
	当 期 償 却 可 能 限 度 額		34					
	当 期 の 通 常 償 却 額		35					
((32)又は(34)のうち少ない金額)								
取 り 替 え た 新 た な 資 産 に 係 る 損 金 算 入 額		36						
償 却 限 度 額		37						
(35)＋(36)								
当 期 償 却 額			38					
差 引	償 却 不 足 額		39					
	(37)－(38)							
償 却 超 過 額			40					
(38)－(37)								
前 期 か ら の 繰 越 額			41	外	外	外	外	外
償 却 超 過 額	当認 期容 損金 額	償 却 不 足 に よ る も の	42					
		積 立 金 取 崩 し に よ る も の	43					
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額		44					
(40)＋(41)－(42)－(43)								
特 別 償 却	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額		45					
	(((39)－(42))と((30)＋(31))のうち少ない金額)							
不 足 額	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額		46					
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額		47					
(45)－(46)								
当 期 分 不 足 額	翌繰の 期越内 への額訳	・ ・	48					
		当 期 分 不 足 額	49					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額			50					
(((39)－(42))と(30)のうち少ない金額)								
備考								